

はじめに、令和6年能登半島地震で亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

また、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復旧・復興をご祈念いたします。

昨年11月に不覚にも出張先の韓国で倒れてしまい、皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしました。まずは心からお詫びを申し上げます。

私にとって最後の任期中であり、3カ月の空白をつくってしまったことは、大変申し訳なく思っております。残された任期、改めてチーム一丸となって市政運営を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

第5回市議会定例会を、2月22日（木曜日）に開会するため、本日、招集告示をさせていただきました。

今議会に提出を予定している案件は、

- 報告として「専決処分」が1件、
- 陳情として「議会からの提出案件」の1件、
- 議案として「人事案件」が1件、
「補正予算」が8件、
「令和6年度予算」が8件、

「条例案件」が１６件、
「土地の譲渡」が２件、
「市道路線の廃止」が１件、
「市道路線の認定」が１件、
「特定の事務を取り扱う郵便局の指定の変更」が１件の、
合計３８件となります。

以上、報告、陳情、議案を合わせまして、合計４０件となります。

また、「職員の不祥事について」の行政報告を行う予定です。

案件の詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

【総務部長】

第５回市議会定例会提出予定案件につきまして、御説明いたします。

それでは、「報告」から御説明申し上げます。

３ページを御覧ください。

報告１の「専決処分について」は、物損事故に係る損害賠償の額を、２月５日付け専決処分により、５８万３，０００円と決定し、和解しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

この事故は、令和５年１２月１日、日新町４丁目の市営住宅駐車場内において、市有自動車（ふれあい収集車）が後退した際、駐車していた相手方車両に接触し、当該車両を損傷したものでございます。

なお、この事故の賠償金につきましては、市が加入している保険会社から直接相手方に既に支払われたことから、予算措置はございません。

次に、「議案」について御説明申し上げます。

５ページを御覧ください。

議案１の、「苫小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、伊藤 芳一（イトウ ヨシカズ）氏、邨山 達哉（ムラヤマ タツヤ）氏、そして、今成 智宏（イマナリ トモヒロ）氏の３名が、本年３月３１日をもって任期満了となるため、後任者の選任について、議会の議決を求めるものでございます。

６ページの補正予算と７ページの令和６年度予算につきましては、のちほど財

政部長から説明いたします。

８ページをご覧ください。

議案１８の「苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例で引用している同法の文言を整理するものでございます。

９ページをご覧ください。

議案１９の「苫小牧市子ども・子育て審議会条例の一部改正について」は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備するものでございます。

１０ページを御覧ください。

議案２０の「苫小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、地方自治法の改正に伴い、育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、関係規定を整備するものでございます。

１１ページをご覧ください。

議案２１の「苫小牧市職員の退職手当に関する条例の一部改正について」は、国立大学法人法の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備するものでございます。

１２ページをご覧ください。

議案２２の「苫小牧市手数料条例の一部改正について」は、戸籍法の改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料に関する規定を追加する等のため、関係規定を整備するものでございます。

改正の内容でございますが、(1)は、戸籍法の改正に伴う手数料の改定等について、(2)は条例で引用している法律名の改正に伴う規定の整理についてでございます。

１３ページを御覧ください。

議案２３の「苫小牧市ヤングケアラー支援条例の制定について」は、ヤングケアラーの支援を総合的に推進するため、新たに条例を制定するものでございます。

条例の内容としましては、(1)基本理念について、(2)市の責務並びに保護者、市民等、関係機関及び学校の役割について、(3)ヤングケアラーを支援するための施策などについてでございます。

１４ページを御覧ください。

議案２４の「苫小牧市子どもを虐待から守る条例の一部改正について」は、児童福祉法の改正に伴い、条例で定める子ども家庭総合支援拠点を廃止するとともに

に、当該拠点及び子育て世代包括支援センターの機能を一体化したこども家庭センターを新たに設置するものでございます。

１５ページを御覧ください。

議案２５の「苫小牧市乳幼児等医療費助成条例の一部改正について」は、医療費助成の対象を高校生世代の入院及び通院まで拡大するとともに、所得制限を撤廃するものでございます。

１６ページを御覧ください。

議案２６の「苫小牧市介護保険条例の一部改正について」は、令和６年度から令和８年度までの各年度における第１号被保険者の保険料率を改定する等のため、関係規定を整備するものでございます。

なお、詳細につきましては、別冊の議案（第１号・第１８～第３８号）の３４ページ及び３５ページを御参照ください。

１７ページを御覧ください。

議案２７の「苫小牧市道路占用料徴収条例の一部改正について」は、道路法施行令の改正に準じ、道路の占用料の額を改定する等のため、関係規定を整備するものでございます。

１８ページを御覧ください。

議案２８の「苫小牧市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について」は、北海道の河川法施行条例の改正に準じ、準用河川の流水占用料等の額を改定するものでございます。

１９ページを御覧ください。

議案２９の「苫小牧市普通河川管理条例の一部改正について」も、北海道の河川法施行条例の改正に準じ、普通河川の流水占用料等の額を改定するものでございます。

２０ページを御覧ください。

議案３０の「苫小牧市都市公園条例の一部改正について」は、公園の占用等に係る使用料の額を改定するものでございます。

２１ページを御覧ください。

議案３１の「苫小牧市建築基準法施行条例の一部改正について」は、建築基準法の改正に鑑み、防火に関する規制の合理化の措置を講じる等のため、関係規定を整備するものでございます。

２２ページを御覧ください。

議案３２の「苫小牧市水道事業給水条例の一部改正について」は、水道法の改

正に伴い、給水装置工事の施行に関する基準を定める権限が厚生労働省から国土交通省に移管されたため、関係規定を整備するものでございます。

23ページを御覧ください。

議案33の「苫小牧市消防関係手数料条例の一部改正について」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、貯蔵所の設置の許可に係る手数料の額を引き上げるものでございます。

24ページを御覧ください。

議案34の「土地の譲渡について」は、市有地を譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する土地につきましては、苫小牧市ウトナイ南1丁目907番4の宅地で、面積は20,000.08平方メートルでございます。

譲渡の方法は売払い、譲渡予定価格は3億3,888万8千円であり、譲渡の相手方は、大東開発株式会社でございます。

25ページを御覧ください。

議案35についても「土地の譲渡について」議会の議決を求めるものであり、譲渡する土地につきましては、苫小牧市ウトナイ南1丁目907番5の宅地で、面積は10,743.01平方メートルでございます。

譲渡の方法は売払い、譲渡予定価格は1億2,025万5千円であり、譲渡の相手方は、株式会社アパマンライフ・ダイターでございます。

26ページを御覧ください。

議案36の「市道路線の廃止について」及び議案37の「市道路線の認定について」は、路線の再編等により6路線を廃止し、新たに5路線を認定するものでございます。

27ページを御覧ください。

議案38の「苫小牧市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の変更について」は、令和5年第3回定例市議会において、特定の事務を取り扱う郵便局の指定について議決をいただいたところでございますが、指定の期間に変更が生じたため、あらためて議会の議決を求めるものでございます。

28ページを御覧ください。

「未定案件」を記載しております。

議案(1)の「令和6年度苫小牧市一般会計補正予算（第1回）について」は、定額減税補足給付事業等について、追加での議会提案を予定しております。

議案(2)の「苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、

苫小牧市特別職議員報酬等審議会からの答申を受けたのち、追加での議会提案を予定しております。

議案(3)の「苫小牧市税条例の一部改正について」は、令和6年度税制改正に係る条例改正であり、会期中に地方税法が改正された場合には、追加での議会提案を予定しております。

以上で、簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。

【財政部長】

始めに、令和5年度の補正予算案の概要をご説明させていただきます。

『補正予算（案）概要』をお願いいたします。

2ページ及び3ページは、一般会計の総括ですが、歳入、歳出ともに、33億2,413万9千円の増額補正でございます。

4ページ及び5ページは、特別会計及び企業会計の総括ですが、5ページの歳出で、特別会計では、介護保険事業会計で6億3,918万4千円の減など、合計で、7億5,630万4千円の減額補正、企業会計は、下水道事業会計で3億605万3千円の減など、合計で、1億2,048万9千円の減額補正となり、一般会計を含む全会計の合計は、24億4,734万6千円の増額補正でございます。

内容につきまして、一般会計から説明させていただきますが、今回は、主に整理補正でございますので、事業費の確定や、受給者数等の増減、単価や使用料の増減による執行の整理補正、財源更正などは説明を省略させていただき、増額補正する事業など、主な項目についてご説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

第2款『総務費』の、6番「総合行政システム事業費」は、法改正に伴うシステム改修費の増でございます。

7ページをお願いいたします。

8番「戸籍管理システム等改修事業費【繰越明許費】」は、戸籍及びマイナンバーカードへのフリガナ対応に要するシステム改修費で、併せて、繰越明許費の設定を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

12番「働き方改革推進事業費」は、ペーパーレス用タブレットPCなどの購入による増でございます。

15番「コミュニティセンター施設等整備費【繰越明許費】」は、市民会館音響

設備用の冷房機器の故障に伴う取り換え工事費で、併せて、繰越明許費の設定を行うものでございます。

９ページをお願いいたします。

２２番「公共交通路線維持費補助事業費」は、市内バス路線の維持にかかる補助金の増でございます。

１０ページをお願いいたします。

２４番「都市再生コンテンツ創出事業費」は、企業版ふるさと納税を活用し、実行委員会への補助金を増額するものです。

２５番「旧サンプラザビル訴訟関連経費」は、権利者との協議の上、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの土地使用料を支払うものでございます。

１２ページをお願いいたします。

３５番「白鳥アリーナ休館補償金」は、改修工事に伴う補償金でございます。

１４ページをお願いいたします。

第３款『民生費』の、４８番「福祉ふれあい基金積立金」は、指定寄附金２件を積み立てるものでございます。

１５ページをお願いいたします。

国の重点支援交付金事業として、５０番「住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援金給付事業費」は、均等割のみ課税世帯へ１世帯当たり１０万円を、

５１番「低所得世帯向け支援金こども加算給付事業費」は、住民税非課税又は均等割のみ課税世帯の１８歳以下の児童に１人当たり５万円を、

５２番「新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰支援金給付事業費」は、令和６年度課税で新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯に１世帯当たり１０万円、１８歳以下の児童に１人当たり５万円を給付する事業で、併せて、繰越明許費の設定を行うものでございます。

１６ページをお願いいたします。

５５番「障害児通所・相談支援事業経費」は、指定寄付金を活用し、こども置き去り防止装置の設置とタブレットＰＣを購入するものでございます。

１８ページをお願いいたします。

６３番「高齢者福祉施設整備事業費」は、高圧電気ケーブルの交換工事費でございます。

２０ページをお願いいたします。

７０番「苫小牧市ファミリー・サポート・センター事業費」は、指定寄附金１件を事業の一部に活用するものでございます。

26 ページをお願いいたします。

第4款『環境衛生費』の、95番「ゼロカーボン推進啓発事業費」は、財源更正及び指定寄付金を事業の一部に活用するものでございます。

27 ページをお願いいたします。

97番「市有施設太陽光発電設備設置補助事業費」は、補助対象経費の拡大に伴う増でございます。

29 ページをお願いいたします。

107番「夜間・休日急病センター整備費補助金」は、エアコン設備の追加修繕による補助金の増でございます。

109番「霊園管理基金積立金」は、共同募申込件数の増に伴う霊園管理料の増額分と併せて、指定寄付金1件を基金に積み立てるものでございます。

32 ページをお願いいたします。

第6款『農水産業費』の、122番「就農者等支援事業費」は、道の交付決定に伴う補助金の増でございます。

33 ページをお願いいたします。

124番「施設園芸生産基盤緊急支援事業費【繰越明許費】」は、エネルギー転換促進等に取り組む施設園芸農家に対する補助金でございます。

第7款『商工費』の、125番「商工振興経費」は、ぷらっとみなと市場の修繕費の増でございます。

36 ページをお願いいたします。

137番「テクノセンター管理運経費」は、施設の修繕及び備品購入による増でございます。

38 ページをお願いいたします。

第8款『土木費』の、146番「雪氷対策費」は、除雪費用の増でございます。

39 ページをお願いいたします。

154番「道路メンテナンス補助事業費【繰越明許費】」は、国の令和5年度1次補正予算による、花園跨線橋の長寿命化工事で、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

47 ページをお願いいたします。

第10款『教育費』の、191番「校舎等改修費【繰越明許費】」、48ページ193番「樽前小学校改築事業費」、194番「樽前小学校改築事業費【繰越明許費】」、195番「沼ノ端小学校大規模改修事業費」、196番「沼ノ端小学校大規模改修事業費【繰越明許費】」、49ページ198番「校舎等改修費【繰越明許費】」は、国の令和5年

度 1 次補正予算による各工事費で、併せて、繰越明許費を設定するものでございます。

200 番「市民文化芸術振興基金積立金」は、土地売却収入及び指定寄付金 16 件を積み立てるものでございます。

50 ページをお願いいたします。

205 番「科学センター管理運営経費」及び 51 ページ 206 番「美術博物館管理運営経費」は、施設の修繕に伴う増でございます。

52 ページをお願いいたします。

第 12 款『諸支出金』の、212 番「財政調整基金積立金」は、指定寄附金 2 件と運用利子を積み立てるほか、令和 6 年度予算の財源対策として積み立てるものでございます。

53 ページをお願いいたします。

213 番「減債基金積立金」は、運用利子を積み立てるほか、今後の地方債償還財源として、積み増しを行うものでございます。

214 番「公共施設整備基金積立金」は、指定寄附金 1 件と運用利子を積み立てるほか、今後の公共施設整備の財源として積み増しを行うものでございます。

215 番「総合戦略推進基金積立金」は、企業版ふるさと納税を積み立てるものでございます。

55 ページをお願いいたします。

継続費の変更につきましては、『土木費』の「住宅建設事業（日新団地市営住宅 12 号棟）」及び「住宅建設事業（日新団地市営住宅 2 号棟）」は、事業の確定に伴い、年割額などを変更するものでございます。

56 ページをお願いいたします。

先ほどご説明いたしました『教育費』の「樽前小学校改築事業」、「ウトナイ小学校校舎増築事業」、「沼ノ端小学校大規模改修事業」につきまして、令和 4 年度から令和 6 年度までの継続費の設定を行うものでございます。

57 ページをお願いいたします。

繰越明許費ですが、『環境衛生費』の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」は支払いの一部が年度内に終了しない見込みから設定するもの、『土木費』の「単独道路新設改良費」及び『教育費』の「防音機能復旧事業」は、いずれも工期が年度内に完了しない見込みから設定するほか、先ほどご説明いたしました 12 事業につきまして、事業が年度内に完了しない見込みのため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

５８ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加ですが、『総務費』の「苫小牧市民文化ホール整備運営事業費（設計・建設業務に係る物価変動分）」は、契約に基づき現在までのインフレスライドを追加するもの、『土木費』は、令和６年度予算の早期発注事業として、「単独道路舗装事業費」及び「単独道路新設改良費」を追加するものでございます。債務負担行為の廃止の『民生費』、「私立保育所等建設費償還補助金」は、建設にあたり金融機関からの借入を行わずに整備を行ったことなどにより、債務負担行為を廃止するものでございます。

一般会計の説明は以上ですが、資料の６９ページから７９ページに、関連する事業の内容や位置図などの事業の概要等を掲載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、特別会計及び企業会計の主な増減でございますが、５９ページをお願いいたします。

国民健康保険事業会計は、主に「保険給付費」の減、「保健事業費」で特定健康診査事業費の減のほか、「諸支出金」で道支出金返還金確定による増でございます。

６０ページをお願いいたします。

介護保険事業会計は、主に「総務費」で給与費等の減、「保険給付費」で、介護サービス等諸費等の減でございます。

６２ページをお願いいたします。

水道事業会計は、主に収益的支出の「営業費用」で、委託料の減など、資本的支出の「建設改良費」で、事業費確定に伴う工事費の減などでございます。

６３ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加は、令和６年度予算の早期発注事業として、「配水管改良工事費」を追加するものでございます。

なお、８０ページから８３ページに、関連する事業位置図を掲載しておりますので、ご参照ください。

６４ページをお願いいたします。

下水道事業会計は、主に、資本的支出の「建設改良費」で、下水道築造費の事業費確定による減のほか、国の１次補正に伴う工事費の増などでございます。

なお、８４ページから８７ページに、関連する事業位置図を掲載しておりますので、ご参照ください。

６５ページをお願いいたします。

継続費の変更は、「西町下水処理センター最終沈殿池かき寄せ機更新工事」について、事業の進捗に合わせ、年割額を変更するものでございます。

66ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加は、「下水処理センター汚泥運搬業務」及び「処分業務」を追加するものでございます。

67ページをお願いいたします。

市立病院事業会計は、主に、収益的支出の「医業費用」で給与費の増など、「特別損失」で、過年度還付金の増などでございます。

68ページをお願いいたします。

公設地方卸売市場(しじょう)事業会計は、主に、収益的支出の「営業費用」で、市場管理に要する経費の減などでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明を終わらせていただきます。

令和6年度の各会計の当初予算案について、説明させていただきます。

「令和6年度 苫小牧市各会計予算(案)概要」をお願いします。

2ページをお願いします。

一般会計の予算規模は、前年度比 7.1%増の883億1,000万円、

特別会計は、0.9%減の337億5,285万2千円、

企業会計は、4.1%増の228億4,655万円、

全会計で、4.7%増の1,449億940万2千円の予算規模でございます。

3ページをお願いします。

各会計の経常事業費・主要事業費予算の前年度対比の表でございます。

全会計合計の増減は、

経常事業費では、前年度比 20億9,467万5千円、1.8%の増、

主要事業費では、43億7,935万9千円、19.8%の増、

合計では、64億7,403万4千円、4.7%の増でございます。

4ページをお願いします。

一般会計歳出の款毎の経常事業費と主要事業費の前年度対比の表でござい

ます。

一般会計合計の増減は、

経常事業費は、16億4,534万9千円、2.6%の増でございます。

主要事業費は、42億3,065万1千円、22.8%の増でございます。

合計では、58億7,600万円、7.1%の増でございます。

5 ページをお願いします。

一般会計の歳入の前年度対比でございます。

第 1 款、市税は、定額減税の影響により5億3,108万4千円、1.8%の減、その補填として、第 1 1 款、地方特例交付金が7億8,800万円、437.8%の増

第 1 2 款、地方交付税は、10億円、12.8%の増を見込んでおり、

第 2 3 款、市債のうち、臨時財政対策債の4億1,000万円の減と合わせますと、5億9千万円、7.0%の増を見込んでおります。

6 ページをお願いいたします。

「令和 6 年度当初予算（案）の主な内容」でございます。

令和 6 年度予算について、総合計画第 7 次基本計画の主要施策ごとに、主な事業を示してございます。

Ⅱの健全な行財政運営の推進について、③新たな財源確保で、広告収入予算額、ふるさと納税の総合戦略推進基金への積立て見込み額、企業版ふるさと納税を用いた寄附の見込み額について記載しております。

7 ページから 1 1 ページも同様に、総合計画の主要施策ごとの主な事業を示してございます。

1 2 ページをお願いいたします。

令和 6 年度の重点配分予算とした「みらいへつなぐ予算」の主な事業をまとめたものでございます。

1 3 ページをお願いいたします。

「財政運営持続化計画の取組」を記載しておりますが、財政運営を今後も持続可能なものとするために定めた本市の取組項目である 4 つの財政秩序として、財政運営の目安、基金等残高の管理、財政指標の管理、地方債の影響管理について、令和 6 年度当初予算編成後の状況をまとめたものでございます。

1 4 ページをお願いいたします。

「令和 5 年度 2 月補正予算」において、令和 6 年度に繰り越して実施する事業として、物価高騰対策に係る低所得世帯への支援としての給付金事業などを記載してございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

【市長】

次に案件 2「新型コロナワクチン接種について」ご説明いたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、本年 3 月 31 日で特例臨時接種が終了となります。

これまでの長い期間、ワクチン接種にお力添えをいただきました苦小牧市医師会には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたします。

【健康こども部長】

それでは、新型コロナワクチン接種について、ご説明いたします。

令和 3 年 3 月から開始をしておりました新型コロナワクチンの特例臨時接種は、本年 3 月 31 日をもちまして終了となります。

令和 6 年度以降の新型コロナワクチンの接種につきましては、国の方針として定期接種として実施することが示されておりますので、高齢者向けのインフルエンザワクチンと同様の枠組みで行うこととなります。

定期接種の対象となる方は、65 歳以上の方及び心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される等の 60 歳から 64 歳の方となります。

また、接種の時期は秋から冬までの年 1 回となり、接種費用は一部自己負担をいただく形となります。

なお、接種費用につきましては国より詳細な内容が示されたのち、決定をいた

しますので、内容が決まり次第お伝えをさせていただきます。

重ねてのご案内となりますが、特例臨時接種として無料で新型コロナワクチン接種を受けられる期間は3月末までとなります。

今後、終了が近くなると予約が取りづらくなることや込み合うことも予想されますので、接種を希望される場合は早めの予約をお願いいたします。

【市長】

説明は以上でございます。ご質問があれば、お受けいたします。